

神石高原町教育委員会 様

神石高原町立三和中学校長 岡崎 博治 印

特別支援学級の教育課程に関する届

令和5年度の教育課程(授業時数)を次のとおり編成するので、届け出ます。

学級名		1年・2年B組			
障害別		自・情			
学 年		第1学年	第2学年		
教科等	授業時数	年間(週)	年間(週)		
各教科等を 合せた指導		()	()		
		()	()		
		()	()		
各教科	国 語 〈書写〉	105(3) 〈 15 〉	105(3) 〈 10 〉		
	社 会	105(3)	105(3)		
	数 学	140(4)	105(3)		
	理 科	105(3)	140(4)		
	音 楽	*45(1.3)	*35(1)		
	美 術	*45(1.3)	*35(1)		
	保健体育 〈保健〉	*105(3) 〈 16 〉	*105(3) 〈 16 〉		
	職業・家庭 技術・家庭	*70(2)	*70(2)		
	外国語	105(3)	105(3)		
道 徳		35(1)	35(1)		
学級活動		35(1)	35(1)		
自立活動		70(2)	70(2)		
総合的な学習の時間		50(2)	70(2)		
計		1015(29)	1015(29)		
生徒会活動		10()	10()		
学校行事		13()	15()		
学校裁量		15()	20()		
総 計		1053(29)	1060(29)		

*書写と保健は、年間授業時数の内数を記入

(記入上の注意)

- 記入に当たっては、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に準じ、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。
- 各教科等を合せた指導とは、各教科・道徳・特別活動及び自立活動の全部又は一部を合せた指導をいう。なお、必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 小学校の場合、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領の生活科については、合科・統合で扱うことが望ましい。また、中学校の技術・家庭、職業・家庭については、中学校学習指導要領に基づく場合は、技術・家庭に、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領に基づく場合は、職業・家庭に○を付けること。
- 中学校の外国語については、中学校学習指導要領に基づく場合は必修教科とし、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領に基づき設ける場合は必要に応じて設けることができることとする。
- 一部の教科を通常の学級で指導する教科等については、*印を年間授業時数の欄に記すこと。